

広島県公営企業管理規程第三号

広島県上下水道部文書等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月二十九日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県上下水道部文書等管理規程の一部を改正する規程

広島県上下水道部文書等管理規程（平成十三年公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																	
（県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用） 第三条（略） <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県文書等管理規程</td><td>第二十七 条第二項</td><td>「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」</td><td>「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」</td></tr><tr><td>（略）</td><td>第三十一 条の三第 二項</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>		（略）	（略）	（略）	（略）	県文書等管理規程	第二十七 条第二項	「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」	（略）	第三十一 条の三第 二項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用） 第三条（略） <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県文書等管理規程</td><td>第二十七 条第二項</td><td>「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」</td><td>「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>		（略）	（略）	（略）	（略）	県文書等管理規程	第二十七 条第二項	「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）																																
県文書等管理規程	第二十七 条第二項	「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」																																
（略）	第三十一 条の三第 二項	（略）	（略）																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
県文書等管理規程	第二十七 条第二項	「広島県規則」、 「広島県告示」及 び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、 「広島県上下水道部告示」及 び「広島県上下水道部訓令」																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）																																	
課	課	課	課																																
上下水道総務課	上総	企業総務課	企総																																
流域下水道課	流下	水道課	企水																																
		流域下水道課	企流																																
文書記号		文書記号																																	

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。